

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本務第336号
宮本地第197号
平成25年2月28日
宮城県警察本部長

駐在所協力家族報償金支給要綱の制定について（通達）

駐在所協力家族報償金の支給については、「駐在所協力家族報償金等支給要綱の一部改正について（通達）」（平成23年9月16日付け宮本務第1302号）により行っているところであるが、この度、駐在所報償金の廃止などに伴い、別添のとおり駐在所協力家族報償金支給要綱（以下「要綱」という。）を制定し、平成25年4月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 制定の趣旨

従来、駐在所に附属する施設に居住して勤務する警察官の職務遂行に協力している家族に対しては駐在所協力家族報償金（以下「家族報償金」という。）を、单身等で同施設に居住し勤務している警察官に対しては駐在所報償金をそれぞれ支給していたところであるが、今般、单身等で居住し勤務している警察官に対する公衆接遇費用のあり方を見直すとともに、家族報償金についても実態に則して見直すこととしたことなどに伴い、従前の要綱を全面的に改め、新たに要綱を定めることとしたものである。

2 制定の要点

(1) 駐在所報償金の廃止

駐在所報償金は、单身等で駐在所に附属する施設に居住して勤務する警察官に対し、公衆接遇に要する費用に充てるために支給していたものであるが、全国のさう勢、適正な会計処理の観点から、同報償金を廃止することとした。

(2) 家族報償金の内訳の廃止

従来、家族報償金は、家族協力分と公衆接遇費分とに分けていたが、適正な会計処理の観点及び実態に則したものとするため、内訳を廃止することとした。

(3) 文書の保存期間に関する規定の削除

家族報償金支給の関係書類は、別に定める文書分類基準表に基づき規定することとし、関係する規定を削除した。

(4) 一時支給停止した場合の報告の廃止

一時的に家族報償金の支給を停止する場合には、申請書に必要事項を記載するとともに、毎年4月20日までに警務部警務課長へ申請書の写しを提出すること

としていたが、形骸化していたため、当該送付を廃止することとした。

(5) 様式の変更

駐在所報償金の廃止に伴い、様式の一部を変更した。

(6) その他

文言の整理等所要の整備を行った。

3 運用上の留意事項

(1) 家族報償金の性格

家族報償金は、駐在所に附属する施設に居住して、昼夜を問わず来訪者等に対応せざるを得ないという協力家族の労苦に報いるための報償金であり、実際に地理教示や電話応対等の業務に従事しなければ支給できないという性格のものではないが、公金である報償金を受ける以上、これらの業務に従事して協力することが前提となる。このため、駐在所勤務員はもとより、支給対象の協力家族に対しても、当該報償金の趣旨を理解させるよう必要な指導・教示を徹底すること。

(2) 支給対象者

家族報償金の支給対象者は、駐在所の業務に常時協力できる家族が基本であり、その実態を的確に把握した上で、警察署長が認定すること。

なお、配偶者等が駐在所に附属する施設へ居住せず、近隣にある自宅等から通って来て業務に協力するとしても、対象とはならないので誤りのないようにすること。ただし、駐在所に附属する施設に居住し協力活動を行っていたが、東日本大震災のような天災等のために本人の意思にかかわらず、やむを得ず駐在所に附属する施設に居住できなくなった場合で、かつ、引き続き駐在所の業務等の警察活動に常時協力していると認められる場合に限り、警務部長と協議の上、支給できるものとする。

(3) 支給額

従前は、内訳で家族協力分と公衆接遇費分に区分していたが、この内訳を廃止し、全額協力家族に対する報償金とした。これは、主な公衆接遇費の用途である茶菓等の購入は、家族が消費するために購入してきたものを公衆接遇用に提供している場合が多いと認められ、公衆接遇用又は私生活用に区分することが困難であるほか、金額についても過不足が生じているものと考えられるため、実態に則した見直しを行ったものである。ただし、家族報償金に公衆接遇分が内在していることには変わりがないことから、家族報償金を支給された家族が公衆接遇用の茶菓等を購入し、提供することを妨げるものではないので誤りのないようにすること。

(4) 支給基準

ア 毎月の場合

支給基準は、その月に係る家族報償金支給の可否の判断基準であり、協力家族の協力した日数が当該月の暦上の全日数の2分の1を超えたときに支給するものである。また、月の途中で人事異動があった場合には、次のイの場合を除

き当該月の全日数の2分の1を超えた場合に支給し、2分の1を超えない場合には支給しないものとする。

この協力した日数には、駐在所を不在にしていた日等は含まないものとし、具体的には次のような場合が挙げられる。

(ア) 旅行、帰省等で24時間留守にしていた日

(イ) 出産等により里帰りしていた期間

(ウ) 病気による入院期間

(エ) (ア)から(ウ)までのほか、明らかに協力活動が行われていなかったと認められる期間

イ 異動後に継続となる場合

月の中途の異動後も、引き続き他の駐在所で協力家族が協力することとなる場合は、その月の協力日数が全日数の2分の1を超えることとなる所属において支給することになるため、異動前の所属において協力日数が月の全日数の2分の1に満たない協力家族がいた場合には、異動後の所属にその月の協力日数を連絡するなど、相互の連携を図ること。

(5) 認定

警察署長は、駐在所の勤務員から申請を受理した場合には、申請内容を確認し、支給対象の有無と申請のあった家族が駐在所の業務に常時協力できるかどうかを確認の上、認定すること。

(6) 居住状況等の確認

居住状況の確認は、勤務員が駐在所協力家族居住報告書により地域課長に報告して確認を受けることとするが、この場合の居住状況とは、居住していつでも協力できる状況にあることをいい、具体的に協力業務がない場合であっても居住事実があれば該当することになるので誤りのないようにすること。

(7) 支給

支給に当たっては、その月の居住状況を前記報告書で確認した上で、翌月の15日までに支給することとするが、勤務員が異動したとき、3月分を支給するとき等は、支給基準を満たしたことが確認できた時点で支給することができるものとする。

なお、協力家族への支給に際しては、当該駐在所において、署長又は副署長(次長)から直接手渡すこととし、その際、署長等は協力家族の日頃の労苦をねぎらうように配慮すること。

(8) 実態調査

警務部警務課長に家族報償金の適正支給に関する実態調査及び指導を行わせることとしているが、警察署長は、常に協力家族の居住状況や協力状況の把握に努め、適正支給に配慮するとともに、家族報償金の性格等について必要な教養を行うこと。

4 適用

この要綱は、平成25年4月分の支給から適用する。

駐在所協力家族報償金支給要綱

1 趣旨

この要綱は、駐在所に附属する施設に居住して勤務する警察官の職務遂行に協力している家族に対して支給する駐在所協力家族報償金（以下「家族報償金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 支給対象者

家族報償金の支給対象者は、駐在所に附属する施設に居住して勤務する警察官と同居する配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は親族（学生及び18歳未満の者を除く。）のうち、駐在所の業務に常時協力することができるのと警察署長が認める1名の者（以下「協力家族」という。）とする。この場合において、協力家族が天災等のためにやむを得ず駐在所に附属する施設に居住できなくなった場合で、かつ、引き続き駐在所の業務等の警察活動に常時協力していると認められる場合に限り、警察署長は警務部長と協議の上、支給対象とすることができるものとする。

3 支給額

家族報償金の支給額は、1か月77,000円とする。ただし、2の後段の規定により支給対象とする場合は、その2分の1を支給額とする。

4 支給基準

- (1) 家族報償金は、その月において協力家族が駐在所に附属する施設に居住して協力した日数（2の後段に規定する協力の場合を含む。以下「協力日数」という。）が、当該月の休日を含む全日数の2分の1を超える場合に支給する。
- (2) 月の中途における所属を異にする異動により、引き続き駐在所で協力家族が協力する場合は、その月の協力日数が当該月の休日を含む全日数の2分の1を超えることとなる所属において支給する。

5 申請

駐在所に勤務する警察官は、同居する家族が家族報償金の支給対象要件を具備するに至った場合又は支給対象要件を欠くに至った場合は、駐在所協力家族報償金支給（停止）申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）により速やかに警察署長に申請して、その認定を受けるものとする。ただし、所属を異にする異動により転出した場合又は退職した場合は、当該警察官から停止の申請があったものとして取り扱うものとする。

6 認定

警察署長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給又は停止の要件を具備していると認めるときは、家族報償金の支給年月及び支給月額又は停止年月を認定するものとする。

なお、5のただし書の規定により停止の申請があったものとして取り扱った場合には、申請書の認定欄に停止年月及び停止理由を整理するものとする。

7 居住状況等の確認

家族報償金の支給が認定された警察官は、協力家族が駐在所に附属する施設に居住して警察官に協力している状況について、駐在所協力家族居住報告書（別記様式第2号。以下「報告書」という。）により、毎月、警察署地域課長の確認を受けた上で警察署長に報告するものとする。

なお、居住している日数が家族報償金の支給基準に該当するか否かにかかわらず、毎月の状況について翌月の初めまでに報告するものとするが、病気入院、学校入校等により当該警察官が報告できない場合には、協力家族が報告書を作成するものとする。

8 支給

家族報償金は、警察署長が報告書により協力日数が支給基準を満たしていることを確認の上、翌月の15日までに支給するものとする。

9 一時的支給停止

協力家族の病気等により一時的に家族報償金の支給を停止する場合には、申請書の一時的支給停止欄に停止の期間及びその事由を記入すること。

10 実態調査

警務部警務課長は、報償金の支給を受けている者の支給要件の存否を随時確認し、必要に応じて報償金の適正支給に関する実態調査及び指導を行うものとする。

別記様式第1号（5関係）

署 長	副署(次)長	課 長	係 長	主任・係

駐在所協力家族報償金支給（停止）申請書

年 月 日

警察署長 殿

駐在所の名称
階級・氏名

駐在所
印

下記のとおり駐在所協力家族報償金の支給（停止）を申請します。

協力家族氏名	続柄	生年月日	職業
		年 月 日生	
事実発生	年月日	年 月 日	
	支給理由	人事異動（継続・新規）・家族の入居・家族の退職 その他（ ）	
	停止理由	人事異動 ・ 家族の別居 ・ 家族の就職 その他（ ）	
認定	認定年月日	支給（停止）年月	支給月額
	年 月 日	年 月から	円
	転出・退職年月日	停止年月	停止理由
	年 月 日	年 月から	異動による転出・退職

改定 状況	改定年月	支給額	改定年月	支給額
	年 月から		年 月から	
	年 月から		年 月から	
	年 月から		年 月から	
一時的 支給 停止	停 止 期 間		停 止 事 由	
	年 月～	年 月		
	年 月～	年 月		
	年 月～	年 月		
備考				

※ 駐在所協力家族報償金支給（停止）申請書の記入要領

- 1 「協力家族氏名」欄には、駐在所協力家族報償金の支給対象となる家族又は親族の氏名を記入すること。
- 2 家族の入（別）居等により駐在所協力家族報償金の支給（停止）対象となった場合は、新たに申請書を提出し、認定を受けること。
- 3 「職業」欄には、支給対象協力家族の就職内容を記入すること。
- 4 「事実発生」欄には、人事異動等による当該駐在所等の着任（離任）の日、支給対象家族の入（別）居の日、家族の就職（退職）の日等の年月日及び支給又は停止の理由を記入すること。

なお、所属内における駐在所間の人事異動で、引き続き駐在所協力家族報償金が支給される場合は、新たな申請書の提出は必要とせず、既に認定されている申請書の備考欄に、異動年月日及び異動先の駐在所名を記入すること。

- 5 所属を異にする人事異動又は退職により支給停止となる場合には、申請書の提出は必要とせず、既に認定されている申請書の「認定」欄下段に発令日、停止年月及び停止理由を整理すること。
- 6 病気等の事由により一時的に駐在所協力家族報償金の支給を停止する場合は、「一時的支給停止」欄に停止の期間及びその事由を記入すること。

別記様式第2号（7関係）

署長	副署(次)長	課長	係長	主任・係	地域課長

年 月 日

警察署長 殿

駐在所の名称
階級・氏名

駐在所



駐在所協力家族居住報告書（ 月分）

協力家族の居住状況について、下記のとおり報告します。

協力家族が居住した日（○印）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

特記事項	
------	--

※ 駐在所協力家族居住報告書の記入要領

- 駐在所の勤務員は、当該駐在所の名称、勤務員の階級・氏名を記載して押印の上、協力家族が居住した日の欄に○印を付け、翌月の初めまでに地域課長に報告して確認印を受けること。ただし、勤務員が長期の病気入院、学校入校等により不在のときは、協力家族が作成して報告すること。
- 特記事項欄には、協力家族が病気、出産等により長期にわたり駐在所を不在にした期間、理由等を簡記すること。